

質問事項

退職手当について

Q1	退職手当の試算について直接そちらに伺って、身分証明書を見せれば、回答できるようにしてもらいたい。
A1	来庁いただかなくても試算できるように、福利課HPに退職手当試算シートを掲載しておりますので御活用ください。
Q2	退職後、実際の書類手続きをする際に、書類の作成を一緒にやって頂ける窓口はありますか。一人で出来る自信がありません。
A2	退職手当については、退職後の手続きはありません。退職手当に関して不明な点は福利課企画管理班にお問い合わせください。
Q3	再就職に関する申立書（様式2号の1）に○が付く場合が退職手当減額の可能性あり、2から5は減額にならない。の認識であってますか。
A3	再就職に関する申立書は勤続期間を通算するかしないかを判断するもので、「1 国家公務員またはほかの地方公務員等に再就職」に該当する場合は通算し、今回の退職時には退職手当は支給されません。それ以外の場合は勤続期間は通算されず、退職手当が支給されます。

質問事項

退職後の医療保険制度について

Q1	退職時に任意継続組合員を希望して12ヶ月分を納入した後、数ヶ月後に短期組合員となった場合は残期間の掛金は返金されるのでしょうか。また、同様に途中で被扶養者になった場合は残期間分の掛金は返金されるのでしょうか。
A1	任意継続掛金を前納していた方が、任意継続中に新たな医療保険資格を取得することになったときには、新たな資格取得月以降分の掛金の還付請求ができます。当共済組合に「任意継続組合員資格喪失申出書」とともに「任意継続掛金還付請求書」を御提出ください。 還付対象月は事由によって異なるため、給付班までお問い合わせください。
Q2	マイナ保険証を使用している場合で、退職後にマイナポータル上で手続きが必要ですか。
A2	従前からマイナ保険証を使用されている方が、退職等により医療保険資格の得喪があった場合、マイナポータル上での手続きは特に必要なく、喪失及び取得する医療保険者に対する手続きを行っていただきます。
Q3	まだ働いている配偶者の扶養に入れば、任意継続する必要はないのか。
A3	配偶者が勤務先で社会保険に加入していて、その医療保険者の認定基準を満たし被扶養者となる場合、それとは別に任意継続の手続きを行う必要はありません。
Q4	年度末に退職して再任用や再就職をせず無収入になる場合、公立学校共済組合員である配偶者の被扶養者として、同年4月に認定されるのか知りたい。
A4	公立学校共済組合の認定基準を満たしていれば、被扶養者として認定が可能です。 ただし、認定後に収入が発生した場合は、必ず基準額を下回っていることが必要ですので、被扶養者の認定要件を御確認ください。 (https://www.kouritu.or.jp/miyagi/tetsuduki/kyosai/fuyosha/hifuyosha/index.html)
Q5	任意継続組合員となり12ヶ月前納したのち、12ヶ月経つ前に諸般の事情で急遽別の医療保険に加入することとなった場合、掛金は戻ってくるか。また、前納割引は納める期間(何か月分)によって割引率に変動はあるか。
A5	(掛金の還付についてはA1と同様) 前納の割引率は、前払いする月数により異なります。前納月数による「前納率」を、ホームページの「任意継続掛金試算表」に掲載しております。(https://www.kouritu.or.jp/miyagi/guide/download/shikakukankei/ninkei/index.html)

質問事項

年金について

Q1	年金払い退職給付金額のお知らせは、いつ、どのように通知されるのでしょうか。
A1	毎年 7 月下旬に前年度末残高を圧着はがきで御自宅あてに送付します。
Q2	かつては常勤講師は共済ではなく旧厚生年金加入であったが この期間は一元化後共済加入期間と同じ扱いになっていると思って良いのか また学生時代国民年金を納めていなかったがこの分を今から払うことはできないのか。
A2	一元化後の厚生年金は職種により第 1 号厚生年金から第 4 号厚生年金の種別に分けられています。常勤講師は第 1 号厚生年金、公立学校共済組合は第 3 号厚生年金になります。御質問の第 1 号厚生年金と第 3 号厚生年金の扱いについては、2 階部分の厚生年金は同じ扱いになりますが、3 階部分は公務員独自のため第 1 号厚生年金は適用されません。また、学生時代の国民年金を納めていなかった期間については、60 歳以降任意加入することもできますので、詳しくは日本年金機構に確認願います。
Q3	年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書というのを無くしてしまった場合、再発行を依頼することはできますか。年金の中でもこの「3 階部分」が情報が少なく、一番理解できていないです。
A3	お送りしているものと同じものは再交付することはできませんが、控えの写しをお送りします。再交付を希望する場合は、公立学校共済組合本部（03-5259-1122）へ連絡してください。